自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

Ⅰ.自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

	項　目	令和6年3月期	令和7年3月期
コア資本に係る基礎項目(1)	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	8,369	8,406
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,991	3,985
	うち、利益剰余金の額	4,411	4,453
	うち、外部流出予定額（△）	32	32
	うち、上記以外に該当するものの額	―	―
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	276	264
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	276	264
	うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
	土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	8,646	8,671
コア資本に係る調整項目(2)	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	50	71
	うち、のれんに係るものの額	―	―
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	50	71
	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	―	―
	適格引当金不足額	―	―
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
	前払年金費用の額	―	―
	自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	―	―
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
	信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	―	―
	特定項目に係る10パーセント基準超過額	―	―
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
	特定項目に係る15パーセント基準超過額	―	―
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
	コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	50	71
自己資本	自己資本の額（（イ）-（ロ））　（ハ）	8,596	8,599
リスク・アセット等(3)	信用リスク・アセットの額の合計額	92,857	83,631
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	―	―
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	―	―
	うち、上記以外に該当するものの額		
	マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		―
	勘定間の振替分		―
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,459	3,059
	信用リスク・アセット調整額	―	
	フロア調整額		―
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	―	
	リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	96,316	86,690
自己資本比率	**自己資本比率（（ハ）/（ニ））**	**8.92%**	**9.91%**

（注）1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第６条第１項において準用する銀行法第１４条の２の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成１８年金融庁告示第２２号）に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。
2. 「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

Ⅱ.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目 ＼ 期別	令和6年3月期		令和7年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	92,857	3,714	83,631	3,345
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	92,857	3,714	83,515	3,340
(ⅰ)ソブリン向け	990	39	973	38
(ⅱ)金融機関向け	9,447	377	9,770	390
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			880	35
(ⅲ)カバード・ボンド向け			—	—
(ⅳ)法人等向け	27,901	1,116	21,321	852
(ⅴ)中小企業等・個人向け	10,551	422		
(ⅵ)中堅中小企業等・個人向け			8,881	355
トランザクター向け			56	2
(ⅶ)抵当権付住宅ローン	5,771	230		
(ⅷ)不動産取得等事業向け	26,877	1,075		
(ⅸ)不動産関連向け			27,195	1,087
自己居住用不動産等向け			11,509	460
賃貸用不動産向け			12,385	495
事業用不動産関連向け			3,299	131
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
(ⅹ)劣後債権及びその他資本性証券等			3,907	156
(ⅺ)三月以上延滞等	203	8		
(ⅻ)延滞等向け			3,810	152
(xⅲ)自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			669	26
(xⅳ)出資等	1,769	70		
出資等のエクスポージャー	1,769	70		
重要な出資等のエクスポージャー	—	—		
(xⅴ)株式等			2,330	93
(xⅵ)重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xⅶ)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,009	40	1,008	40
(xⅷ)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,018	40	1,018	40
(xⅸ)その他	7,316	292	2,630	105
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	2,816	112
ルック・スルー方式	—	—	2,816	112
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△ 2,700	△ 108
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,459	138	3,059	122
BI			2,039	
BIC			244	
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	96,316	3,852	86,690	3,467

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(ⅰ)～(xⅷ)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出債権等、固定資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和6年3月期計数)。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」として
オペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和7年3月期計数)。
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他			
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
製造業	17,913	15,802	13,199	11,991	4,706	3,804			6	6	93	1,197
農業、林業	365	377	365	377	—	—			—	—	—	11
漁業	36	24	36	24	—	—			—	—	—	11
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
建設業	7,757	9,286	7,456	8,986	300	300			—	—	48	443
電気・ガス・熱供給・水道業	2,599	2,788	1,242	1,632	1,301	1,100			55	55	—	—
情報通信業	1,018	813	25	19	900	700			92	92	—	—
運輸業、郵便業	4,040	3,906	2,838	2,703	1,202	1,202			—	—	—	59
卸売業、小売業	7,794	8,185	6,382	6,774	1,411	1,410			1	1	9	117
金融業、保険業	50,895	48,908	3,579	3,578	7,519	6,683			39,796	38,646	—	—
不動産業	34,436	34,681	32,633	32,978	1,803	1,703			—	—	—	875
物品賃貸業	160	199	160	199	—	—			—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	937	835	937	835	—	—			—	—	—	—
宿泊業	796	1,062	796	1,062	—	—			—	—	—	117
飲食業	1,947	1,936	1,947	1,936	—	—			—	—	10	12
生活関連サービス業、娯楽業	1,870	1,644	1,870	1,644	—	—			—	—	—	466
教育、学習支援業	345	329	345	329	—	—			—	—	—	2
医療、福祉	790	844	790	844	—	—			—	—	—	—
その他のサービス	9,467	8,196	9,364	8,093	100	100			3	3	5	756
その他の産業	30	10	30	10	—	—			—	—	—	—
国・地方公共団体等	9,215	9,202	1,341	1,013	7,874	8,188			—	—	—	—
個人	19,348	19,446	19,348	19,446	—	—			—	—	26	808
その他	9,240	4,887	—	—	—	—			9,240	4,887	—	—
業種別合計	**181,008**	**173,370**	**104,692**	**104,483**	**27,120**	**25,193**			**49,195**	**43,693**	**195**	**4,880**
1年以下	49,935	43,504	13,317	12,809	1,408	3,427			35,210	27,267		
1年超3年以下	11,734	10,172	4,354	4,367	5,950	5,804			1,429	—		
3年超5年以下	11,348	11,165	6,543	7,252	4,404	3,411			400	501		
5年超7年以下	15,516	13,879	11,503	10,973	3,812	2,906			200	—		
7年超10年以下	19,912	17,975	16,635	15,637	2,277	1,337			1,000	1,000		
10年超	63,074	62,314	52,210	52,409	9,063	8,104			1,800	1,800		
期間の定めのないもの	9,485	14,358	127	1,033	202	202			9,154	13,122		
その他	—	—	—	—	—	—			—	—		
残存期間別合計	**181,008**	**173,370**	**104,692**	**104,483**	**27,120**	**25,193**			**49,195**	**43,693**		

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には当座貸越、投資信託、現金等が含まれます。
5.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
7.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年3月期	305	276	—	305	276
	令和7年3月期	276	264	—	276	264
個別貸倒引当金	令和6年3月期	1,355	1,339	5	1,350	1,339
	令和7年3月期	1,339	1,343	4	1,335	1,343
合計	**令和6年3月期**	**1,661**	**1,616**	**5**	**1,656**	**1,616**
	令和7年3月期	**1,616**	**1,607**	**4**	**1,612**	**1,607**

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
製造業	383	384	384	480	3	0	379	384	384	480	31	3
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	184	180	180	169	—	1	184	178	180	169	—	10
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	8	5	5	4	1	—	6	5	5	4	14	—
卸売業、小売業	62	13	13	6	—	—	62	13	13	6	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	250	249	249	253	—	—	250	249	249	253	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	2	—	—	—	2	2	2	—	—	0
宿泊業	3	60	60	9	—	—	3	60	60	9	—	—
飲食業	1	2	2	0	0	1	1	0	2	0	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	176	160	160	146	—	—	176	160	160	146	—	—
教育、学習支援業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	242	243	243	233	—	—	242	243	243	233	—	—
その他の産業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	39	37	37	36	—	0	39	36	37	36	4	—
合計	**1,355**	**1,339**	**1,339**	**1,343**	**5**	**4**	**1,350**	**1,335**	**1,339**	**1,343**	**50**	**14**

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

ニ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年3月期					
現金	1,472	—	1,472	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,501	—	3,501	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	100	—	20	20%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,927	—	2,927	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	800	—	800	—	80	10%
我が国の政府関係機関向け	877	—	877	—	67	8%
地方三公社向け	1,001	—	1,001	—	100	10%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	45,064	—	45,064	—	9,770	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,302	—	3,302	—	880	27%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	30,640	1,671	30,236	414	21,321	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,922	11,137	11,669	324	8,881	74%
トランザクター向け	—	2,083	—	126	56	45%
不動産関連向け	46,668	—	46,343	—	27,195	59%
自己居住用不動産等向け	19,415	—	19,151	—	11,509	60%
賃貸用不動産向け	23,164	—	23,104	—	12,385	54%
事業用不動産関連向け	4,088	—	4,088	—	3,299	81%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,605	—	2,605	—	3,907	150%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,048	12	3,018	2	3,810	126%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	670	—	670	—	669	100%
取立未済手形	17	—	17	—	3	20%
信用保証協会等による保証付	14,160	—	14,144	—	705	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	932	—	932	—	2,330	250%
合計					**78,863**	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 （単位:百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																														
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年3月期																															
現金	1,472	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,472
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,501
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,927	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,927
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800
我が国の政府関係機関向け	200	677	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	877
地方三公社向け	500	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,001
金融機関,第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	37,486	—	7,578	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45,064
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,100	—	2,202	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,302
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	4,304	—	—	—	—	—	—	—	—	5,415	—	—	—	—	400	—	20,520	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	30,651
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	627	—	—	—	—	—	—	—	126	1,109	—	—	—	—	7,946	—	—	—	—	2,183	—	—	—	—	—	—	—	—	11,993
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	126
不動産関連向け	—	3	—	2,676	330	11,791	—	1,578	45	374	98	2,389	2,836	792	1,136	169	5,382	11,097	—	—	348	182	—	3,370	436	—	—	1,303	—	—	—	46,343
自己居住用不動産等向け	—	3	—	2,676	330	488	—	—	45	374	—	—	2,836	—	—	169	2,320	9,906	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,151
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	11,303	—	1,578	—	—	98	2,389	—	792	1,136	—	—	1,191	—	—	—	182	—	3,370	—	—	—	1,061	—	—	—	23,104
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,061	—	—	—	348	—	—	—	436	—	—	241	—	—	—	4,088
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,605	—	—	—	2,605
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	347	—	—	—	—	—	—	—	—	—	658	—	—	—	—	1,981	—	—	—	3,020
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	668	—	—	—	—	—	—	—	—	670
取立未済手形	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17
信用保証協会等による保証付	7,089	7,055	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,144
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	932	—	—	932
合計	15,692	8,535	—	45,745	330	19,369	—	1,578	45	374	98	2,515	9,712	792	1,136	169	5,382	19,445	—	20,520	348	182	3,520	3,370	436	—	—	5,889	932	—	—	166,124

（注） 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。

へ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額 令和6年3月期 格付適用有り	格付適用無し
0%	—	10,282
10%	—	16,898
20%	32,877	19,206
35%	—	16,561
50%	8,422	123
75%	—	15,386
100%	1,903	58,850
150%	—	92
250%	—	403
合計	43,203	137,805

（注）1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和7年3月期 CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
40%未満	91,339	—	—	91,297
40%～70%	20,138	2,083	10%	20,181
75%	19,726	8,893	10%	19,445
80%	—	—	—	—
85%	20,515	1,666	26%	20,520
90%～100%	4,014	165	38%	4,051
105%～130%	3,827	—	—	3,807
150%	5,918	12	16%	5,889
250%	932	—	—	932
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	166,411	12,821	13%	166,124

（注） 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。
2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項　信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位:百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保 令和6年3月期	令和7年3月期	保証 令和6年3月期	令和7年3月期	クレジット・デリバティブ 令和6年3月期	令和7年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,088	1,918	2,458	2,586		
① ソブリン向け	25	15	700	700		
② 金融機関向け	—	—	—	—		
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—		—		
③ カバード・ボンド		—		—		
④ 法人等向け	432	433	—	—		
⑤ 中小企業等・個人向け	415		1,652			
⑥ 中堅中小企業等・個人向け		1,115		1,736		
⑦ 抵当権付住宅ローン	52		6			
⑧ 不動産取得等事業向け	115		—			
⑨ 不動産関連向け		324		47		
自己居住用不動産等向け		264		47		
賃貸用不動産向け		60		—		
事業用不動産関連向け		—		—		
その他不動産関連向け		—		—		
ADC向け		—		—		
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等		—		—		
⑪ 三月以上延滞等	—		2			
⑫ 延滞等向け		30		99		
⑬ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—		2		
⑭ 出資等	—		—			
出資等のエクスポージャー	—		—			
重要な出資のエクスポージャー	—		—			
⑮ 株式等		—		—		
⑯ その他	46	—	95	—		

（注） 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3.「その他」とは、①～⑮に区分されないエクスポージャーです。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する事項はありません。

(6)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区　　分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上　場　株　式　等	1,125	1,125	902	902
非　上　場　株　式　等	4,761	4,761	957	957
合　　計	5,887	5,887	1,860	1,860

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
売　却　益	61	0
売　却　損	—	—
償　却	12	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
評　価　損　益	△ 25	△ 24

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は、子会社株式及び関連会社はないため、該当はありません。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	3,695
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,095	1,774	127	166
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,374	1,867		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,374	1,867	127	166
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,599		8,596	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

けんしんマスコットキャラクター

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発　行　主　体	愛知県中央信用組合	愛知県中央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	549百万円	3,000百万円
配　　当　　率	年1.50%	年0.80%

※優先出資発行額3,000百万円のうち、貸借対照表上では1,500百万円は優先出資金、1,500百万円は資本準備金に計上しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は令和7年3月末日で9.91%と国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による内部留保の積上げを基本的施策と考えています。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な考え方を明文化した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスクの抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

なお、当組合では信用リスク・アセット額の算出は、標準的手法を採用しております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社　格付投資情報センター（R&I）
・株式会社　日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当組合が定める「貸出規程」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める手続書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引を行っておりません。

7.CVAリスクに関する事項

当組合は、CVAリスクに該当する事項はありません。

8.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、組合の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクであり、当組合では、組織体制や管理体制を整備するとともに、定期的に収集したシステムチェック等のデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスクの管理については、事務要領等の整備、臨店事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証など、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」「システムリスク管理マニュアル」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的なシステムチェック等を実施し、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

また、法務リスク、風評リスクなどその他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティー体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

これらリスクに関しましては、ＡＬＭ・リスク管理委員会等、各種委員会において協議検討するとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等で経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的計測手法を採用しております。

ハ. BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

ニ. ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条第1項第4号に基づき「1」を使用しております。

ホ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

BIの算出から除外した事業部門はありません。

ヘ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、当組合が保有する上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM・リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式または投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「資金運用規程」及び「資金運用方針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「資金運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

不動産投資法人への出資及びこれに類する出資については、株式等エクスポージャーとしてリスク・ウェイトを判定しております。

10.銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性の影響を指します。

当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ＡＬＭ・リスク管理委員会で協議・検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」とする。）について、経済的価値の変動額である⊿EVE及び金利収益の変動額である⊿NIIを計測しております。

なお、当組合は、毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。

ロ. 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII並びに当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.916年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。

(e) 複数通貨の集計方法及びその前提

IRRBBについては、保守的に通貨毎に算出した⊿EVE及び⊿NIIが正となる通貨のみを対象としております。

(f) スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、⊿EVEと⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の⊿EVEは1,374百万円（前期末比▲493百万円）となっております。

当期末の⊿NIIは127百万円（前期末比▲39百万円）となっております。

(i) 計測値の解釈や重要性に関する説明

当期の計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。

B.当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムと証券会社のシステムを用いて、VaR法により金利リスク量を計測しております。

VaR法とは、過去のデータを使って（観測期間）、一定の期間（保有期間）、一定の確率で発生し得る（信頼区間）、最大の損失額を計測する手法です。

観測期間:5年
保有期間:240営業日
信頼区間:99%
計測頻度:毎月（前月末基準）